愛知学院大学学生相談センター規程

平成 25 年 4 月 1 日制定

（趣旨）

第１条　この規程は、学生部に設置する学生相談センター（以下「センター」という）について、組織及び運営に関して必要な事項を定める。

（目的）

第２条　センターは本学学生の一身上の相談に応じ、学生が問題を自主的に解決していけるように助言と指導を与え、その人格育成に寄与することを目的とする。

（センターの設置）

第３条　センターは、本学日進キャンパスに設置する。

（業務）

第４条　センターは、次の各号に掲げる業務を行う。

（１）修学、心身の健康、学生生活その他学生の個人的問題に関する相談

（２）ハラスメントに関する相談受付

（３）前各号の業務に必要な研究、調査及び資料の収集、保存

（４）その他センターが目的を達成するために必要と認める業務

（関連部局との連携）

第５条　センターは必要に応じて学内外の関連部局と連携してその業務を行うことができる。

２　相談に関わった者は、緊急事態が生じたときあるいはその可能性が高いときは、利用者の許可なく、保護者並びに関係する教職員及び部署などに連絡することができる。

（秘密保持）

第６条　センターの業務に従事する者は、業務上知ることができた個人の秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

（組織）

第７条　センターは、次の各号に掲げる者をもって組織する。

（１）センター長　１名

（２）副センター長　１名

（３）事務長　１名

（４）カウンセラー　若干名

（５）相談委員　各学部（教養部を含む。ただし、歯学部・薬学部を除く。以下同じ。）から２名

（６）兼任相談員　若干名

（７）学生課職員から若干名

（センター長）
第８条　センター長は学生部長をもって充てる。
２　センター長は、センターの業務全般を統括する。

（副センター長）
第８条の２　センターに副センター長を置くことができる。
２　副センター長は、学生部副部長をもって充てる。
３　副センター長は、センター長を補佐し、センターの円滑な運営を図るともに、センター長に事故あるときはその職務を代行する。

（事務長）
第９条　センターに事務長を置く。
２　事務長は、センター長の指揮をうけて事務処理全般を統括する。

（カウンセラー）
第１０条　センターにカウンセラーを置く。
２　カウンセラーは、随時、利用者の相談を受け、センターに関する業務を行う。
３　カウンセラーは、臨床心理学的対人援助に関する専門的知識と経験を有する者とする。
４　カウンセラーは常にその知識と技術を研鑽し、資質の向上に努めなければならない。

（相談委員）
第１１条　相談委員は、各学部の推薦に基づき学長が委嘱する。
２　相談委員は、必要に応じて利用者の相談をうける。
３　相談委員の任期は、２年とし、再任を妨げない。ただし、欠員により補充された者の任期は、前任者の残任期間とする。

（兼任相談員）
第１２条　兼任相談員は、本学教員の中からセンター長の推薦により学長が委嘱する。
２　兼任相談員は、センター長及びカウンセラーの要請に応じて、利用者の相談に応じる。また、カウンセラーの要請に応じて、相談の進め方、利用者への対応等について助言・指導を行う。
３　兼任相談員の任期は、２年とし、再任を妨げない。ただし、欠員により補充された者の任期は、前任者の残任期間とする。

（学生相談センター運営委員会）
第１３条　センターの運営方針その他運営に必要な事項を決定するために、学生相談センター運営委員会（以下「運営委員会」という。）を置く。

（運営委員会の組織）
第１４条　運営委員会は、次の各号に掲げる者を委員として組織する。

（１）センター長
（２）副センター長
（３）事務長
（４）保健センター所長
（５）相談委員
（６）カウンセラー
（７）兼任相談員　センター長が指名する者　１名
（８）学生課職員　センター長が指名する者　１名

（運営委員会の委員長）
第１５条　運営委員会に委員長を置く。
２　委員長は、運営委員会の委員のなかから選出する。
３　委員長は、運営委員会を招集し、その議長となる。
４　委員長の任期は、２年とし、再任を妨げない。ただし、欠員により補充された場合の任期は、前任者の残任期間とする。

（運営委員会の会議）
第１６条　運営委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
２　運営委員会が必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求めて、その意見を聴くことができる。

（事務等）
第１７条　センターの事務は、学生部学生課が取り扱う。

（雑則）
第１８条　この規程に定めるもののほか、センターに関して必要な事項は、運営委員会の議を経て、センター長が別に定める。

（規定の改正）
第１９条　この規程の改正は、運営委員会の委員の過半数の決議による。

附則
この規程は平成 25 年 4 月 1 日より施行する。
この規程の施行に伴い、「学生相談センター運営要項」はこれを廃止する。
この規程は平成 27 年 4 月 1 日より施行する。
この規程は平成 30 年 4 月 1 日より施行する。
この規程は令和 4 年 2 月 1 日より施行する。
この規程は令和 5 年 4 月 1 日より施行する。